



第8 予 算

令和6年度生活衛生関係営業対策予算の概要

事 項	5 年 度 予 算 額	6 年 度 予 算 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
生活衛生関係営業対策事業費補助金	1,206,919	1,206,396	△523	
(1)生活衛生営業衛生確保・振興補助金	627,698	627,716	18	
(i) 人件費	52,623	52,623	0	
(ii) 事業費	575,075	575,093	18	ア. 指導・研修事業 14,633 (14,635) イ. 消費者対応事業 1,261 (1,261) ウ. 情報ネットワーク事業 9,889 (9,889) エ. 経営安定化事業 32,724 (327,202) オ. 生活衛生関係営業経営基盤強化事業 165,734 (165,716) カ. 衛生水準確保・振興調査研究事業 56,372 (562,372)
(2)生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金	530,894	531,476	582	
(i) 人件費	332,200	336,401	4,201	
(ii) 事業費	198,694	195,075	△3,619	ア. 相談指導事業 93,225 (96,884) イ. 情報化整備事業 7,708 (7,708) ウ. 後継者育成支援事業 19,247 (19,247) エ. 健康・福祉対策推進等事業 68,644 (68,644) オ. 消費者等コールセンター事業 6,251 (6,251)

生活衛生関係営業対策事業費補助金 1,206,396千円 (1,206,919千円)

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の安定と振興を図るため、全国及び都道府県生活衛生営業指導センターによる経営指導の充実や生活衛生同業組合（以下「組合」という。）等による自主的な活動を促進するために必要な経費。

(1) 生活衛生営業衛生確保・振興補助金 627,716千円 (627,698千円)

〔事業内容〕

ア 指導・研修事業

(ア) 都道府県生活衛生営業指導センター及び全国生活衛生同業組合連合会に対して、日常的な指導や情報提供のほか、巡回個別指導及びブロック会議等を実施し指導を行う。

(イ) 経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員を対象に、生衛業を取り巻く現状、経営指導等に必要な知識、組合の運営に必要な知識及び経営悪化に伴う再生支援に必要な知識の習得を目的とした研修会を開催する。

イ 消費者対応事業

- (ア) 都道府県生活衛生営業指導センターから対応困難な事例として相談があったものについて、検討会を開催し専門家の意見を踏まえ対応策を検討する。
- (イ) 都道府県生活衛生営業指導センターの対応状況を集積し、事例集を作成する。

ウ 情報ネットワーク事業

- (ア) 生衛業情報ネットワークシステムの維持管理。
- (イ) 都道府県生活衛生営業指導センターや各営業者における生衛業の振興等に関する取組を集積し、インターネットによって情報提供する。

エ 経営安定化事業

- (ア) 組合及び連合会が行う生衛業の振興に資する自主的な取組について、組合及び連合会からの相談に応じるとともに、その内容や方法等について指導を行う。また、都道府県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生関係営業地域活性化連携事業に対する事業企画支援やアドバイス等の指導・支援、全国の実況把握のための調査・集約・分析等を行い、全国指導センターの持つシンクタンク機能を活かして本事業の円滑な実施を支援する。
- (イ) 生活衛生同業組合及び連合会において、①消費者サービスの向上、②地域の福祉の増進、③人材育成、④衛生水準の向上、⑤経営革新等のための事業など振興に資する事業を実施する。また、各地域・各業種の特色を踏まえ、業種を超えて、業種や地域に共通する課題に対応し、各生衛業者が連携して地域活性化に資する事業(生活衛生関係営業地域活性化連携事業)を行う。

オ 生活衛生関係営業経営基盤強化事業

原材料価格の高騰や消費税率の引上げなど急激な経営環境等の変化に適切に対応できるよう、相談・支援体制を整備・強化し、経営課題解決や事業活性化等に資するきめ細やかな支援に取り組む。

カ 衛生水準確保・振興調査研究事業

共同購買及び消費者動向等生衛業の振興を図るための方策についての調査研究を実施する。

(2) 生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金 531,476千円 (530,894千円)

〔事業内容〕

ア 相談指導事業

- (ア) 経営指導員、経営特別相談員及び中小企業診断士等外部の専門家を活用して、生衛業者に対して衛生、融資、税制、労務管理等の相談指導を実施する。
- (イ) 経営指導員等の資質の向上のため、税理士、中小企業診断士等の専門知識を有する者を講師とする研修会を開催する。

イ 情報化整備事業

- (ア) 生衛業情報ネットワークシステムの維持管理。
- (イ) 融資関係、統計資料、相談事例等の各種情報の蓄積を行う。

ウ 後継者育成支援事業

都道府県生活衛生営業指導センター、地元自治体、教区関係機関、組合、職業安定所等で構成する協議会を組織し、生衛業の体験学習カリキュラム及び受入体制を検討し、実施する。また、事業

結果の検証を行う。

エ 健康・福祉対策推進等事業

(ア) 地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図ることを目的とする事業の実施。

(イ) 新型インフルエンザなどの感染症拡大防止策について検討し、事業者に対して普及啓発を行い、衛生水準の維持向上を図る。

(ウ) 都道府県内の生衛組合が行う生活衛生関係営業地域活性化連携事業に関する企画及び総合調整等を行い、地域の特色を活かした事業の円滑な実施を支援する。

オ 消費者等コールセンター事業

(ア) 学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、生衛業に関する苦情を収集・分析する。

(イ) 利用者又は消費者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に対応できる体制の整備について検討する。

